

## PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME AND ADDRESS
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KABUSHIKI KAISHA SATO	10/03/2011
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SATO HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA
Street Address:	7-1, Shimomeguro 1-chome, Meguro-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	1530064
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	8151850
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(212)382-0888
Phone:	212-382-0700
Email:	rakgun@ostrolenk.com
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Correspondent Name:	OSTROLENK FABER LLP
Address Line 1:	1180 Avenue of the Americas
Address Line 4:	New York, NEW YORK 10036
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	P/17-335 (V22997)
NAME OF SUBMITTER:	Robert C. Faber
Total Attachments: 12 source=01339272#page1.tif source=01339272#page2.tif source=01339272#page3.tif source=01339272#page4.tif	

OP \$40.00 8151850

source=01339272#page5.tif  
source=01339272#page6.tif  
source=01339272#page7.tif  
source=01339272#page8.tif  
source=01339272#page9.tif  
source=01339272#page10.tif  
source=01339272#page11.tif  
source=01339272#page12.tif

**English Translation (Extract)**

**CERTIFICATE OF ALL REGISTRY RECORDS**

**(English translation of Page 1)**

7-1, Shimomeguro 1-chome, Meguro-ku, Tokyo

SATO HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA

Enterprise Identification Number: 0132-01-017276

	<u>KABUSHIKI KAISHA SATO</u>	
Trade name	SATO HOLDINGS KABUSHIKI	Revised on October 3, 2011
	KAISHA	Registered on October 3, 2011
Head office	7-1, Shimomeguro 1-chome, Meguro-ku, Tokyo	
Method of public notification	<u>The company shall issue its public notices electronically.</u> <u><a href="http://www.sato.co.jp/ir/index.html">http://www.sato.co.jp/ir/index.html</a></u> <u>However, that if accidents or other unavoidable reasons prevent the Company from issuing public notices electronically, the Company shall issue the public in the <i>Nihon Keizai Shimbun</i>.</u>	
	The company shall issue its public notices electronically. <a href="http://www.sato.co.jp/ir/denshikokoku.html">http://www.sato.co.jp/ir/denshikokoku.html</a> However, that if accidents or other unavoidable reasons prevent the Company from issuing public notices	Revised on March 1, 2010          Registered on March 10, 2011

	electronically, the Company shall issue the public in the <i>Nihon</i> <i>Keizai Shimbun</i> .	
Date of incorporation	May 16, 1951	
<b>(The rest is omitted.)</b>		

Reference number: ヽ 316095      \*Underlined sections indicate deleted items.

**(English Translation of Page 9)**

Matters relating to registered records	Relocation of head office from 9-10, Ebisu 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo on August 11, 2010  Registered on August 13,2010
---	---

**(English translation of Page 10)**

This is a certified record of all particulars contained in the register which have not  
been deleted and closed.

December 12, 2011

Mitsuru Tajima, register of deeds, in Meguro Branch Office, Tokyo Legal Affairs  
Bureau (Official Seal of the Register, Meguro Branch Office, Tokyo Legal Affairs  
Bureau)

Reference number: ヽ 316095

## 履歴事項全部証明書

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

商号	株式会社サトー	
	サトーホールディングス株式会社	平成23年10月 3日変更
		平成23年10月 3日登記
本店	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号	
公告をする方法	<u>電子公告とする。</u> <u>http://www.sato.co.jp/ir/index.html</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成22年 3月 1日変更
	<u>電子公告とする。</u> <u>http://www.sato.co.jp/ir/denshikokoku.html</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 3月10日登記
会社成立の年月日	昭和26年5月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>光学記号、電波記号等自動識別システムの開発製造販売</u></li> <li>2. <u>電子機械器具の製造販売</u></li> <li>3. <u>磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の製造販売</u></li> <li>4. <u>ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売</u></li> <li>5. <u>ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の製造販売</u></li> <li>6. <u>前各号の機械器具の保守</u></li> <li>7. <u>コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発および販売</u></li> <li>8. <u>情報処理サービスの提供に関する業務</u></li> <li>9. <u>印刷機械の製造販売</u></li> <li>10. <u>札取付け機械器具の製造販売</u></li> <li>11. <u>計量機の製造販売</u></li> <li>12. <u>店舗用商品等の監視装置の製造販売</u></li> <li>13. <u>テープ類の製造販売</u></li> <li>14. <u>ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売</u></li> <li>15. <u>接着剤、剥離剤の製造販売</u></li> <li>16. <u>インキローラー、カーボンリボンおよびトナーの製造販売</u></li> </ol>	

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

	<p>17. ラベル、シール用紙類の製造販売          18. 包装機械器具の製造販売          19. 上記各号に関する輸出入業務          20. 動産および不動産の賃貸          21. 損害保険代理業          22. 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式（または持分）を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 光学記号、電波記号等自動識別システムの開発製造販売          (2) 電子機械器具の製造販売          (3) 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の製造販売          (4) ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売          (5) ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の製造販売          (6) 前各号の機械器具の保守          (7) コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発および販売          (8) 情報処理サービスの提供に関する業務          (9) 印刷機械の製造販売          (10) 札取付け機械器具の製造販売          (11) 計量機の製造販売          (12) 店舗用商品等の監視装置の製造販売          (13) テープ類の製造販売          (14) ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売          (15) 接着剤、剥離剤の製造販売          (16) インキローラー、カーボンリボンおよびトナーの製造販売          (17) ラベル、シール用紙類の製造販売          (18) 包装機械器具の製造販売          (19) 上記各号に関する輸出入業務          (20) ロジスティクスソリューション事業          (21) 一般貨物、特殊貨物、美術品などの輸送・搬入・据付作業          (22) 工業用ゴム製品の製造販売          (23) 合成樹脂の製造販売          (24) 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡          (25) 労働者派遣事業          (26) 有料職業紹介事業          (27) 動産および不動産の賃貸          (28) 損害保険代理業          (29) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>2 当社は、前項各号の事業および前項各号に付帯する一切の業務を営むことができる。</p> <p style="text-align: right;">平成23年10月 3日変更    平成23年10月 3日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>100株</p>

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

発行可能株式総数	8000万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3200万1169株		
資本金の額	金63億3103万1908円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部		
役員に関する事項	取締役	<u>西田 浩一</u>	平成22年 6月18日重任
	取締役	西田 浩一	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>土橋 郁夫</u>	平成22年 6月18日重任
	取締役	土橋 郁夫	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>藤田 東久夫</u>	平成22年 6月18日重任
	取締役	藤田 東久夫	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 8日登記
取締役	<u>脇 敏博</u>	平成22年 6月18日重任	
取締役	脇 敏博	平成23年 6月24日重任	
		平成23年 7月 8日登記	

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

	取締役	<u>鳴海達夫</u>	平成22年 6月18日重任
	取締役	鳴海達夫	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>松山一雄</u>	平成22年 6月18日重任
	取締役	松山一雄	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>小野隆彦</u>	平成22年 6月18日重任
		(社外取締役)	
	取締役	小野隆彦	平成23年 6月24日重任
		(社外取締役)	平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>鈴木賢</u>	平成22年 6月18日重任
		(社外取締役)	
	取締役	鈴木賢	平成23年 6月24日重任
		(社外取締役)	平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>山田秀雄</u>	平成22年 6月18日重任
		(社外取締役)	
	取締役	山田秀雄	平成23年 6月24日重任
		(社外取締役)	平成23年 7月 8日登記
	取締役	<u>田中優子</u>	平成22年 6月18日重任
		(社外取締役)	
	取締役	田中優子	平成23年 6月24日重任
		(社外取締役)	平成23年 7月 8日登記



東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

取締役 <u>石黒清子</u> (社外取締役)	平成22年 6月18日就任
取締役 <u>石黒清子</u> (社外取締役)	平成23年 6月24日重任
	平成23年 7月 8日登記
横浜市青葉区つじが丘5番地1グランヒルズ 青葉台202号 代表取締役 <u>西田浩一</u>	平成22年 6月18日重任
横浜市青葉区つじが丘5番地1グランヒルズ 青葉台202号 代表取締役 <u>西田浩一</u>	平成23年 6月24日重任
	平成23年 7月 8日登記
横浜市戸塚区名瀬町237番地1ソフィア戸塚 アクアステージ116号 代表取締役 <u>土橋郁夫</u>	平成22年 6月18日重任
	平成23年 6月24日退任
	平成23年 7月 8日登記
シンガポール共和国23、ウェストコーストク レッセント#19-09 代表取締役 <u>松山一雄</u>	平成22年12月 3日就任
	平成22年12月16日登記
シンガポール共和国23、ウェストコーストク レッセント#19-09 代表取締役 <u>松山一雄</u>	平成23年 6月24日重任
	平成23年 7月 8日登記
東京都港区白金台三丁目16番2-1007号 代表取締役 <u>松山一雄</u>	平成23年 9月 8日住所 移転
	平成23年10月 3日登記
監査役 <u>米谷真</u>	平成19年 6月22日就任
監査役 <u>米谷真</u>	平成23年 6月24日重任
	平成23年 7月 8日登記
監査役 <u>西尾吉典</u>	平成21年 6月19日重任

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

	監査役 齊藤栄太郎 (社外監査役)	平成20年 6月20日重任
	監査役 犬塚淳 (社外監査役)	平成20年 6月20日就任
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月18日重任
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月24日重任 平成23年 7月 8日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
支店	1 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地	
新株予約権	<p>第2回新株予約権          新株予約権の数          2854個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株）          新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法          普通株式28万5400株          ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  <math display="block">\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割または併合の比率}</math>         また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。          募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。          新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法          各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込み金額（以下、「行使価額」という）に対象株式数を乗じた金額とし、行使価額は金2474円とする。          なお、割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、</p>	

調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。  
 また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後 調整前} \\ \text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、合併または会社分割等を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年3月17日から平成24年3月16日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- ②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ③その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する新株予約権付与契約による。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

**第3回新株予約権**

新株予約権の数

940個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式9万4000株

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生

じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割または併合の比率  
また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込み金額（以下、「行使価額」という）に対象株式数を乗じた金額とし、行使価額は金2476円とする。

なお、割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\frac{\text{調整後 調整前}}{\text{払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、合併または会社分割等を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月16日から平成23年5月15日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

③その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する新株予約権付与契約による。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存す

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
 サトーホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0132-01-017276

	<p>る新株予約権の全てを無償で取得することができる。  <u>②当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</u></p>
	<p>平成23年5月16日行使期間満了  <span style="float: right;">平成23年 5月26日登記</span></p>
会社分割	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号株式会社サトーに分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトープリンティング株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトーメカトロニクス株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトーテクノラボ株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトー品質保証センター株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトーコミュニケーションズ株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
	<p>平成23年10月3日東京都目黒区下目黒一丁目7番1号サトーシステムサポート株式会社に分割  <span style="float: right;">平成23年10月 3日登記</span></p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	<p>平成22年8月11日東京都渋谷区恵比寿四丁目9番10号から本店移転  <span style="float: right;">平成22年 8月13日登記</span></p>

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号  
サトーホールディングス株式会社  
会社法人等番号 0132-01-017276

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成23年12月12日  
東京法務局目黒出張所  
登記官

田 嶋 満



整理番号 ソ316095

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10